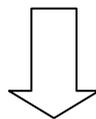


森づくりのための新たな財源の検討・とりまとめ表

歳入名称	概要	新たな財源としての検討の視点
分担金 負担金	県が行う特定の事業に要する経費に充てるため、その事業に特別の関係のある者に対して課するもの。 特に利益を受ける個人・団体から、その受益の限度において徴収するものであり、受益が不特定多数又は県全体に及ぶ場合は徴収できない。	森林には、災害防止や水源涵養、二酸化炭素吸収などの公益的機能があると認められており、県民全体がその受益を享受しているため、相手を特定する分担金・負担金にはなじまないと考えられる。
使用料	行政財産や公の施設の利用に対し、その受益の実費負担として徴収するもの。	県内の森林のうち、県有林は5%程度であり、それ以外の森林から使用料は徴収できない。 森林から受ける公益的効果は、利用の対価とは位置付けられないと考えられる。
手数料	県の事務で、特定の者に提供する役務に対し、その実費負担として徴収するもの。	森林から受ける公益的効果は、特定の者に対する役務の提供とは位置付けられないと考えられる。
寄付金	相当の対価を求められることなく、任意に支払われる金銭。 直接・間接問わず、寄附金を割り当てて強制的に徴収することはできない。	収入源としては不安定であり、継続的な事業の財源としてはなじまないと考えられる。
県税	県が公共サービスを提供するための資金を得る目的で、反対給付なしに、法律や条例の定めに基づいて徴収するもの 一定の財源を継続的・安定的に確保することができる。	森林の公益的機能は県民全体で享受しているという観点から、その機能を県民全体で広く負担するという考え方が必要と考えられる。 この税で何をするのか、負担の必要性を説明し、受け入れられることが前提となると考えられる。 県税により賄う事業の効果は、県民全体が享受できることが必要と考えられる。 新たに税を課する方法として、既存税目の税率引き上げ（超過課税） 新税の創設（法定外税）の2つの方法が考えられる。

その他、市民ファンド、地域通貨についても検討



- (1) 森林の公益的機能は県民全体に及ぶこと
- (2) 昨年の県民意識調査では、森づくりのための新たな税を導入することについて、「負担の程度」や「使いみち」によっては賛成という条件付きのものを含め、84.5%の賛成があったこと
- (3) 県民が広く財源を分担することにより、森づくりへの参加意識を持ってもらう効果が期待されること
- (4) 既に18県において県民税均等割に上乗せする方式で導入していること

などの観点から、**本県においても税方式が適当** であると考えられる。